

『無料正会員の議決権喪失が可決された経緯説明』

JAniCA では 2011 年 2 月 27 日、なみきたかし無料正会員の強い要望に応じるため、臨時社員総会を開催し、芦田前代表の辞任にいたった経緯説明と新理事の選出が行われました。

同時に無料正会員の議決権喪失に関する議案が採決されました。

この無料正会員の議決権に関する問題は、JAniCA 立ち上げ段階での正会員(社員)の基本定義に端を発しています。

まず、JAniCA がアニメーターと演出家の協会である大前提を踏まえ、立ち上げ当初の『無限責任中間法人』では、議決権の主を有料会員としながらも無料会員であっても議決権を有する事になんら問題が発生しませんでした。

それは『無限責任中間法人』の場合、有料会員を社員としてその総数によって社員の 3 分の 1 以上の出席があれば、総会が成立していたからです。

議決数と社員数が一致しなくても法律上の問題が発生しませんでした。

そこで、無料であってもアニメーターと演出家であれば、会員登録をしてもらえれば議決権を与えたいとの執行部からの要望もあり、総会でそのように決議されました。

ところが 2009 年『無限責任中間法人』の制度廃止にともない、JAniCA が『一般社団法人』となったことから、法律上、社員総数と議決数が同じである必要が出てきたのです。

そこで 2009 年 7 月 11 日の総会において『無限責任中間法人から一般社団法人への改組の承認』の議案と共に、社員の定義をどうするかが話し合われました。

「これまで議決権を有していた無料正会員に関しては、引き続き議決権を有するべきではないか」との意見が多数を占め、JAniCA の実質社員総数はそれまでの 80 名程から一気に 600 名を超える人数に膨れ上がりました。

この事が、翌年の白紙委任状の取りまとめなど、その後の問題の原因となりました。

2010 年 6 月の社員総会では、当初は単に社員総会成立の為に集められていた委任状が、その直前に発生した前代表を始めとする複数の理事の辞任問題と絡み、JAniCA 内部の大きなトラブルの主因となったのです。

600 名を超える社員数に対して、その 3 分の 1 の出席がなければ社員総会が成立しない。

当初、深く考えずに『無限責任中間法人』からの議決権の移行を決めた組織の決定は、この段階で組織運営の大きな足かせとなっていました。

この事は、その後の JAniCA の運営に大きな影を落とし、代表交代にともなう事務所の住所変更など、所轄税務署や金融機関との対応でもさまざまな問題となったのです。

『一般社団法人』は定款の住所変更を行うためには、総社員数の半数が出席し{委任状を含む}、その内の 3 分の 2 以上の賛成がなければ、定款の変更が出来ません。

しかし、2011 年 2 月の臨時総会では、再三の出席依頼と委任状提出依頼にもかかわらず、正会員と無料正会員との合計に対し、その 3 分の 1 を集めるのが精一杯であり、定款の変更は現実的に不可能であると判断せざる得ない状態でした。

多くの会員の健康保険窓口業務を行っている JAniCA としては、税務署対応を始め金融機関との事務手続きを行っていく上で、この現状を放って置くわけにも行かず、過半数を超える正会員にご参加いただいた 2011 年 2 月の臨時総会で、出席者にこの現状をご説明し、議決権を有料正会員のみとする旨を決議いただきました。

その際、無料正会員の意見の吸い上げ方法など、新たな対応を執行部が行う事が条件として出されました。

この問題は 2012 年 6 月の社員総会にて改めて話し合う事も条件となっています。

2011 年 10 月

『意見交換会での要望を受けて…』

JAniCA 執行部